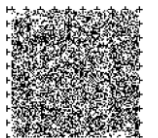


令和5年7月5日

令和5年度第2回

世田谷区障害者施策推進協議会

(注意) 一部、音声コードによる音声と文章が一致しないことがあります。ご了承ください。





## 午後7時開会

○障害施策推進課長 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより令和5年度第2回目の障害者施策推進協議会を開催いたします。

私は、障害施策推進課長です。しばらくの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、座って失礼します。

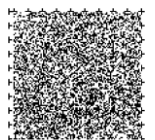
本日の協議会ですが、委員改選後の初めての会となりますので、少し丁寧に進めていこうと思います。

まず、事務連絡です。本日の協議会ですが、Z o o mと対面を併用したオンラインとのハイブリッドの方式で開催をいたします。

Z o o mにて御出席されております委員の皆様、まず発言方法について御案内をいたします。基本的にはマイクをミュートに設定していただき、発言の際には画面上にて挙手で合図いただき、指名を受けましたらミュートを解除し、発言ください。発言が終わりましたら、再度ミュートの設定をお願いいたします。また、恐れ入りますが、各自での会議の録音、録画については御遠慮ください。

あわせて、会場にお越しいただいております委員の皆様、御案内申し上げます。発言される際には、お名前を名乗っていただきまして、指名を受けましたらお話しくささいますようお願ひいたします。

本日の委員の出欠状況ですが、欠席の御連絡をいただいておりますのが、名簿を見ながらですが、淑徳大学の委員、横浜国立大学、委員、埼玉県立大学、委員、世田谷区医師会の委員の方、調整中です。そして、視力障害者福祉協会



の委員、5名の方の欠席の御連絡を受けております。

それから、オンラインの予定で、千葉大学の委員がまだ入られていないようです。それから、もう一方、連絡はないのですが、東京都自閉症協会の委員がまだいらしていないというような状況です。

欠席が5人の方から連絡があり、お二人がまだ見えていないという状況です。この協議会ですが、定数が28名となっております、今1名いらっしゃいましたので22名が御参加になりまして、定数の過半数を満たしておりますので、協議会が成立していることをまず御報告させていただきます。

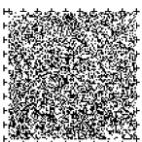
それでは、協議会に入ってもらいますが、本日は、先ほど申し上げましたが、改選後初めての会議ですので、まずは自己紹介からと考えてまいります。

まず、本協議会ですが、世田谷区地域保健福祉審議会の常設の部会となっております。部会長は、この地域保健福祉審議会の会長から部会長が指名を受けております。

始めに、部会長より御挨拶をいただきたいと思います。お願いいたします。

○部会長 皆さん、遅い時間にお集まりいただき、ありがとうございました。部会長を仰せつかっております。

今日は、学識の委員の方たちが御欠席だったりするのですが、世田谷区は、事前にいろいろな意見交換、情報共有などをして、学識の先生方には、この前に貴重な御意見をたくさんいただいでいて、今日の資料にも反映しています。そういう学識の先生方だけではなくて、本当に世田谷は、いつもいろいろな立場の方たちの声を丁寧に拾い上げて、それを施策や支援のシステムに確実に生かしてくださっていると感じています。



今日は、私のこの並びの委員の方のお顔が見にくいものですから、ぜひいろいろな方のお声、御意見を聞かせていただきたいと思いますので、私の並びの委員の皆様、声を上げて、お名前を名乗って発言していただけると、とてもありがたいかなと思ったりします。では、今日もよろしく願いいたします。

○障害施策推進課長 ありがとうございます。

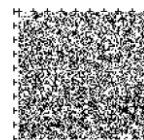
続きまして、障害福祉部長より御挨拶申し上げます。

○障害福祉部長 それでは、初めての方もいらっしゃると思いますが、こんばんは。世田谷区役所の障害福祉部長をしております。よろしく願いいたします。

コロナが5類になって、しばらく落ち着いてきたのかなと思いつつ、なかなかちょっと収束せずに、また少し感染があるのかとかというような状況が、ただ、ちょっと本当に今までと同じではないので、見えにくくなっている状況で、注意しながらになります。ただ、こういった形で集まっていたりしながら、オンラインも併用で活用しながらできているのは、コロナ禍を経験してのたまものかなと思っています。

今回ですが、議題にもありますが、新しい障害福祉計画をつくってまいります。それから、それ以外に手話言語の条例とか、それから、実際に毎年報告しております差別解消の取組、それに併せて、今日議題の一つ挙げていますものが、施設整備の考え方の部分を計画に合わせるような形で見直していると。そして、新たに障害児の部分をつくっているところがありますので、そういうところを今日御説明させていただきます。

そして、あとのプランのほうにあります。今回のプランの中で特徴的に、選択という言葉を使って、これまでなかなか選択できていなかったことを選択

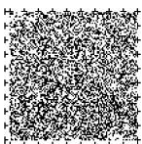


できるように準備する、もしくは実際に選択肢を増やすということを含め、こういうキーワードで施策をちゃんと職員も考えていこうということで、ちょっとコンセプトみたいな形で置いております。

もちろん、そういう意味では、当事者の方の選択肢を増やせるように、選択の幅が広がるように支援していくということをメインに考えておりますが、そうしたことを意識しながら、この計画を改めてつくっていきたいと考えていますので、忌憚のない御意見をいただいて、ちょっと全部反映できるかどうかはありますが、しっかりと御意見いただいたものを捉えながらやっていきたいと思っておりますので、本日もよろしく申し上げます。

○障害施策推進課長 続いて、配付資料の確認をさせていただきます。資料は事前に送付しましたが、本日追加、差し替えとなった資料は机上に配付しております。

まず、本日の次第が最初にございます。資料1、本協議会の委員名簿と、裏面が区の管理職名簿になっております。資料2、「世田谷区障害者施策推進協議会の運営について」です。資料3、「(仮称)せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ー(中間まとめ案)」です。この資料3が冊子になっております。続いて資料3ー1が国の計画のポイントという紙をA4横判でおつけしています。資料3ー2が中間まとめ案のダイジェスト版、資料3ー3が、少し前にアドバイザー会議というものを行ってござまして、そのときの意見要旨というものをおつけしています。資料4は「せたがやノーマライゼーションプランの成果目標の検証等について」で、資料4ー1が現行計画の「成果目標と実績」の表になっております。資料4ー2が、その「成果目標達成



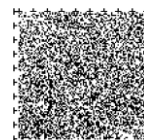
のための活動指標」という紙になっています。資料4-3が「地域生活支援事業の計画と実績」というものです。資料5は「(仮称)世田谷区手話言語条例(素案)について」、資料5-1が、この条例の素案の条文になったものをおつけしています。資料5-2が、条例の素案と骨子案を対照させた表がついています。続いて資料6-1が「令和4年度障害者差別解消に関する取組み状況及び令和5年度取組み予定」の概要版で、資料6-2がその少し分厚い冊子になったもの、詳細版になっています。資料7-1、「障害児通所施設等の整備の基本的な考え方について(案)」で、調整中の資料です。資料7-2「障害者施設整備等に係る基本方針(令和2年9月策定)の必要所要量及び整備計画状況(案)」というものです。

最後に、番号はついておりませんが、本日の協議会の資料に関する質問・意見用紙というものをおつけしています。

それからもう一つ、机上に前回、令和5年度第1回目のこの協議会の議事録も置いてございますので、それぞれ御確認ください。

紙ですと大変ボリュームがある資料で申し訳ありません。オンラインの方も御確認いただければと思います。

なお、参考資料として、オンラインの方々にはメールでもリンク先をお送りしておりますが、現行の「せたがやノーマライゼーションプラン」の冊子データ、それから障害者のしおり、もう一つは「世田谷区障害者(児)実態調査報告書」などについてはメールでリンク先をお送りしております。会場の皆様におかれましては、御入り用の際には職員にお声がけいただければ御用意いたしますので、お願いいたします。



それでは、これ以降の進行は部会長にお願いいたします。

○部会長 今日も議題が盛りだくさんですので、順次進めさせていただきます。

まず、4の委員紹介及び5の世田谷区障害者施策推進協議会の運営について、事務局から御説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長 それでは委員紹介というところで、資料1の委員名簿を御覧ください。まず事務的なところですが、委員の皆様におかれましては、委嘱状というものをお渡ししてございます。本来は世田谷区長からお渡しするところですが、事前にお送りした資料に併せて送付しておりますので、御了承ください。

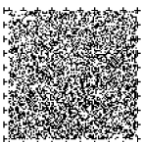
改選後1回目ということですので、自己紹介をお願いしたいと思っております。すみません、名簿を御覧いただきまして、右側の欄に「新」とございませう方が今回からの新しい委員となっております。私のほうでお名前を御紹介しますので、一言御挨拶をいただければと思いますが、まず名簿の上のほうから、玉川医師会の委員、オンラインのほうで入っていらっしゃいますでしょうか。

○委員 玉川医師会です。今回初めて参加させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○障害施策推進課長 よろしく申し上げます。

それから、都立青鳥特別支援学校PTA会長、申し上げます。

○委員 青鳥特別支援学校PTA会長と申します、2期目となります。こういう会議は初めてですが、よろしく申し上げます。





○障害施策推進課長 よろしく申し上げます。

続いて都立光明学園統括校長。

○委員 東京都立光明学園と申します。隣の青鳥特別支援学校が知的障害の学校になります。本校、光明学園は肢体不自由と病弱の学校になります。私は4月に着任いたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○障害施策推進課長 よろしく申し上げます。

続いて特定非営利活動法人世田谷ミニキャブ区民の会理事長。

○委員 こんばんは。現行のノーマプランができる前に、ちょうど委員をやって、できた後、退任して、また、それが終わる頃に帰ってきたという、何か因縁を感じてしまいますが、また全力で頑張りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○障害施策推進課長 よろしく申し上げます。

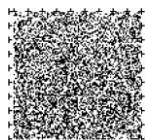
続きまして、日本オストミー協会東京支部世田谷交流会会長。

○委員 日本オストミー協会東京支部世田谷交流会です。どうぞよろしくお願いいたします。

○障害施策推進課長 ありがとうございます。

表を下がってまいりまして公募区民委員。

○委員 このたびお世話になることになりました。よろしくお願いいたします。私は今年の3月末まで、都内の基幹相談支援センターのほうで相談支援専門員をやらせていただいております。赤ちゃんからお年寄りまで、様々な方の生活に触れさせていただいております、理想的な計画をつくりましても、先ほどおっしゃってございましたように、選択肢が本当に少ないなということ



日々感じながら業務に当たっていた当時のことを思い出しながら、いろいろな意見を出させていただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○障害施策推進課長 ありがとうございます。

もう一方、公募区民委員。

○委員 今回、公募をさせていただきました。私は、高校3年生の知的障害のある子どもを、この世田谷で育てております。知的障害のある方は、なかなか自分の声を皆さんに伝えることが難しいと思ひまして、代わりに代弁できるような立場で、今回、参加をさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願いたします。

○障害施策推進課長 皆様、どうもありがとうございました。

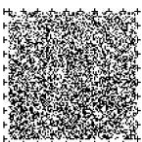
続いて、この協議会の副部会長を決めなければならないのですが、副部会長については部会長が指名することになってございますが、いかがでしょうか。

○部会長 前回から引き続き、所属は変わられていますが、淑徳大学の副学長になっていらっしゃる委員にお願いをしたいと思ひます。御本人からは御了解いただいておりますので、ぜひ委員にまたお願いをしたいと思ひます。

○障害施策推進課長 皆様、よろしいでしょうか。それでは、拍手で御承認いただければ。(拍手)

ありがとうございます。副部会長は今日、御欠席でございます。

続いて、資料1の裏面を御覧ください。こちらは区の管理職名簿になってございますが、こちらは名簿だけ御確認いただければと思ひます。時間の関係



で、先に進みます。

続いて、資料2を御覧ください。「世田谷区障害者施策推進協議会の運営について」という紙となっております。幾つか確認事項というところで読ませていただきます。

1つ目で、まずこの協議会は公開とし、傍聴を可能とします。傍聴は先着順とし、あらかじめ決められた定員以内といたします。事務局としては、定員10名としてございます。傍聴者は発言を許可しません。部会長は、傍聴者が推進協の進行を妨げる場合または妨げるおそれがある場合には、退席を求めることができます。

推進協の開催に関しては、区のおしらせ及び区のホームページで周知をいたします。パソコン文字通訳については事前に希望を受け付けています。希望があった場合には、パソコン文字通訳を行うために、会場において区が依頼した事業者が通訳を行います。

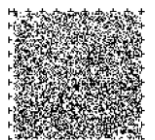
議事録を作成するため、会場内において区が依頼をした事業者が速記を行っています。

資料及び議事録は区の公式ホームページで公開するとともに、区政情報センター及び区政情報コーナーで閲覧に供します。

議事録において、発言者名は、委員は委員と表し、部会長及び区の管理職は職名を表すこととします。

委員は、区長から委嘱を受けた者であるため、欠席の場合において代理者の出席は不可とします。その他、必要な事項は協議の上定めていきます。

以上となります。



○部会長 御説明ありがとうございました。今までの御説明、委員紹介の関連で、何か御質問等おありの委員の方はいらっしゃいますでしょうか。特によろしいですね。

それでは議事を進めさせていただきたいと思います。

6番目、協議事項に入ります。では、まず（仮称）ですが、せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画となりますが、これについて御説明を事務局からお願いいたします。

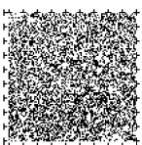
○障害施策推進課長 資料3から、資料3-1、2、3まで、ちょっとボリュームがあるものですが、ざっと私のほうで御説明します。

まず、資料3、中間まとめ案の冊子となっております。このプランですが、前回まではパワーポイントで横長で何ページかにわたっていたものだったと思いますが、今回から冊子の形でまとまってきましたので、それを御覧いただければと思います。

まず表紙があって、開くと目次があります。第1章が「計画の策定にあたって」で始まっていきます。2ページ目からが、1.計画策定の背景です。(1)が障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備等で、年号が入って、それぞれ法整備等の記載が出てまいります。

4ページに進みますと、この国内法の整備に関係したものを一覧表にしてございます。

5ページに進みますと、(2)国連障害者の権利に関する委員会から日本政府に対する勧告のこと、(3)共生社会の実現に向けた国内法の整備等ということで並べてございます。



6 ページに進みます。(4)障害福祉サービス等の成果目標というような項目にしていますが、「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定に当たり」というところで、国が基本的な指針を示してございます。この内容について、6ページの真ん中から7ページまで表でお示ししているものになります。なお、この障害福祉サービス等の成果目標ですが、都道府県が取り組むもの、それから区市町村が取り組むもの、それぞれが示されておりまして、その達成に向けては、当事者を中心としながら、都と区、事業者、関係機関、障害者団体等が協力連携しながら一つ一つ進めていくものと考えております。

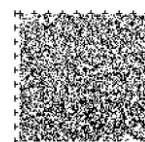
その成果目標の内容を簡単に見ていきますが、①が施設入所者の地域生活への移行、②が精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築というような形で、それぞれ数値目標も入っているようなものです。

3つ目以降は【新規】となっているところを見ていこうと思いますが、③地域生活支援の充実では、強度行動障害を有する者に関する事で、「各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること」。

次のページで、就労の関係で、「就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所」の割合が5割以上という形で新規で書いております。

それからもう一つが「各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進」をすること。

進んで行きますと、⑤の障害児関係です。「各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置」、もう一つは「障害児入所施設からの移行調整に係る協議の



場を設置」。

その下、⑥相談支援で、「協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等」というところを記載してございます。

こういった内容で国が指針を示しているというものです。

8ページ目、2.計画が趣旨、あるいは3.計画の名称です。計画の名称を今回から「せたがやインクルージョンプラン」にしていくということで、以前からも御説明しておりますが、こちらについても、こういった考え方でというところを記載してございます。

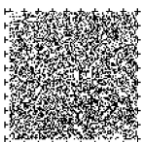
9ページ目が4.計画の位置づけ、各関係する法律によって、こういう計画を立てなさいとなっておりますので、そういった御案内をしております。

9ページ下の図は、もう少し細かく、これから調整をするかなと思っているものが図になっています。イメージ図です。

10ページ目、5.計画の期間ですが、令和6年度から令和8年度の3か年とします。

第2章が11ページから始まる世田谷区障害福祉の現状と課題で、ページをめくっていきますと、少し統計の数が出てまいります。区の人口と障害者数の推移です。御覧のような形で、各障害者手帳をお持ちの方、あるいは自立支援医療の方などを合計していきますと、やはり年々増えていっているということが分かります。

13ページは、身体障害者手帳の所持者数ですが、こちらの手帳だけに関して言うと、平成28年をピークに少しずつ減っているような状況がございませう。身体障害の方の方は少しずつ減っているということが分かります。



14ページは愛の手帳所持の方ですが、増えていっているということ。それから、その下が、精神障害者保健福祉手帳の方も増えていっていることが分かります。

15ページ以降は、前計画、今で言えば、今まさに進んでいる令和3年度から令和5年度の計画の実施状況で、それぞれ9つの柱があるのですが、その【実施状況】、それから【評価課題】を項目立てして記載していますので、本日は一つ一つは読み上げませんが、御覧いただければと思います。柱が、1つ目であれば(1)地域の支えあいの推進のことが出てきたりします。このような形でページを進めて、ちょっとこれは後ほど御覧いただければということで進んてまいります。

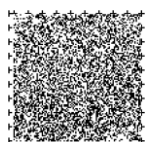
ページ飛びまして、第3章が34ページからあります「計画がめざす姿」です。これも何度か御紹介しましたが、この1. 基本理念に「選択した」という言葉をつけて次の3年間を理念としていこうということで記載してございます。

説明のところに書いてございますが、「地域共生社会の基本的な概念である『社会的包摂』の実現をめざすために」というところで、こういった形、「選択した」というところを加えていきます。

36ページ、2. 本計画期間における行動コンセプトというところで、当事者の選択を支えていくのですということを記載しています。

その下に表がありますが、「選択」を支える環境整備とか、「選択」するための支援を考えていこうということで記載しています。

37ページには3つの視点で、当事者参加、相互理解、担い手支援といった視



点を持ちながら、施策の構築をしていこうということで記載しています。

38ページ、4. 基本目標と施策体系です。基本目標として4つ置いておきまして、この4つは、昨年度に制定した障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例にある項目として置いてございます。

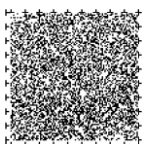
39ページがその大項目、中項目、それから先ほども御説明した3つの視点、それぞれ関係が深いところについて分かるような形で表としているものを置いております。

40ページ、5. 重点的な取組みで7つ挙げてございます。それぞれ御確認ください。医療的ケア児（者）の支援、2つ目が精神障害施策の充実、ページをめくって3つ目が人材の確保・定着、4つ目が災害への備えの推進、5つ目が情報コミュニケーション・アクセス手段の確保、6点目、インクルーシブ教育推進に向けた土台作り、7点目、障害理解促進・差別解消という形に記載してございます。

46ページ目、第4章、施策の取組ですが、基本的には今ある施策を先ほどの体系の中で落としていっているような形で置いているものがこの第4章になっています。

47ページ、1. 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消ですが、めくりますと、(1)理解するというテーマについてはこういう施策が入ってきますよということを、施策の項目とか担当する所管課も書いています。

50ページ目、(2)は守るというテーマであれば、こういう施策が並ぶということで、それぞれを置いてあります。こういう形で第4章を御覧いただければと思います。





一つ一つ説明しませんが、ざっと御覧いただいたということで進んでいて、91ページが第5章、計画の推進体制になっていきます。

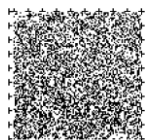
92ページに参りますと、下のほうには機関や協議会というところを置いていまして、まず「本計画は、当事者を中心として、区や事業者、関係機関、障害者団体等が協力・連携して推進します」と述べた上で、関係する協議会の方々からも意見をいただきながら施策の評価・点検をしていくのだということを述べていきます。

次の93ページですが、(2)区の組織等についても記載していきまして、関係する皆さんと協力・連携して施策を推進していくということを記載してございます。

実はこの推進体制ですが、現行の計画では、まず区の組織が最初に置いてあったものを、今回ちょっと順番を変えて、区の組織を2番目というか後ろに置くような形で位置を変えております。やはり皆様に評価・点検いただきながら進めていくというところを前面に出したいなと思いつつ考えているものになります。

94ページにも(1)施策の評価・検証、あるいは(2)評価・点検の視点でそれぞれ書いております。ここには直接、言葉では使っておりませんが、いわゆるPDCAのサイクルで見ていくということも、これから検討するのかなというようなことを、中でも話をしているところにはなります。

第6章が95ページから始まって、計画策定の経過で、まだボリュームは、これからもう少し詰めるところですが、章立てとして御覧いただければと思います。実態調査や審議の経過、シンポジウムやパブリックコメントの結果という



ところでページが入ってくるかと思っています。

そして98、99ページで委員名簿がついて、第7章は資料編といった形の冊子を予定しているということで御覧いただきました。

長い説明で申し訳ありません。まず資料3、冊子を御説明しましたが、このままの資料3-1以降も御説明してしまってよろしいでしょうか。

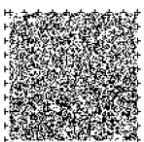
○部会長 お願いします。

○障害施策推進課長 すみません、時間がかかっておりますが、横長の資料3-1が、先ほども少し触れた、国が示している基本指針で、こちらも特に中身を読み上げませんが、国はこういう形で、かなり詳細にわたって各自治体、都道府県も含めて指針を示しているというところで御覧いただければと思います。こういうものも踏まえながら、次の3年間、各自治体、世田谷区も、施策をどう計画的に取り組んでいくか、これからもう少し書き込みをしていくことになると思っています。これが資料3-1です。

続いて資料3-2が中間まとめ案のダイジェスト版です。先ほど100ページの冊子になっていましたが、ダイジェスト版というところで16ページ版になっております。少し見やすくなっているかなと思ひまして、ざっと御覧いただければと思います。

例えば10ページから政策の取組が出てまいりまして、先ほど一つ一つ読み上げませんでしたが、施策の項目がそれぞれ出てまいりますので、こちらのほうが少し見やすいかとは思っています。御覧ください。これが資料3-2となります。

それから資料3-3はアドバイザー会議という、区で学識経験者をお呼びし



て御意見を伺っていますが、こちらでいただいた意見をピックアップして意見要旨で表にしています。

簡単に見てまいりますと、例えば2つ目、国の指針に対して世田谷区の見解としてどうしていくのかというような御質問をいただいて、こちらについては、これから計画で、成果目標などの設定をする中で、区の考え方を掲載していこうと考えております。

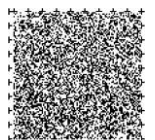
それから5つ目、例えばサービスの質及び人材の確保というところ、質についてはかなり書かれているが、人材の確保についてはどうなったのかという御質問をいただきました。これについては、これからもう少し状況を確認しながら、何か書けるのかを検討していきたいと考えています。

12というところ、世田谷区では、ここには「人生」とありますが、ライフステージをつなげていくことを大きな柱としてこれまでも取り組んできたと思うけれども、そのような書き方ができないかと思えますよという御意見もいただいております。

その下が、世田谷型のインクルーシブ教育システムのようなありようを組み立てていくという位置づけがあるとよいと思うとかいった御意見もいただいております。

資料3-3まで、御説明は以上です。ありがとうございます。

○部会長 御説明ありがとうございました。今までノーマライゼーションプランということによってきて、世田谷が蓄積してきたものを踏まえつつ、新しいニーズとか流れも踏まえてインクルージョンプランに変えていただいていると思います。本当に幅広い施策について紹介していますが、それぞれの委員の皆



さんの気になるところとか、ここはというようなところに注目して結構ですので、御質問や御意見をいただけたらと思いますが、オンライン参加の委員の皆様も含めて、今の新しいインクルージョンプランについて御質問、御意見をいただけたらと。ありがとうございます、では委員。

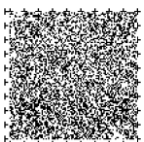
○委員 申し訳ないです、ちょっとまだ理解していないことはいっぱいあるのですが、インクルーシブについていろいろ考えてくれているのだなということは、すごくうれしく思うのですが、実際、上の子とかで、普通の学校とかにいて、障害者側がインクルーシブということは考えていると分かるのですが、やはり私たちだけではなくて、一般の受け入れる側にインクルーシブという言葉を知っているお母さんはすごく少ないのですね。

なので、ここだけではなくて、一般の人たちに周知していく活動がちょっと、これは読み込んでいないからかもしれないですが、ちょっと薄いかなと思うので、その辺についてどのようにお考えがあるのかのかどうかお聞きしたいと思いました。

○部会長 委員、とても大事な御指摘をいただきましたが、今の時点で事務局から何かお答えいただけますでしょうか。

○障害施策推進課長 昨年度制定した世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例という中で、まずは障害の社会モデルという考え方をうたっております。それから、障害理解や差別解消、情報コミュニケーション、いろいろな条文を定めておまして、中にも、インクルーシブ教育についても定めております。

私どもとしては、この条例をつくったということで、これを分かりやすく区



民、あるいは子どもたちにも分かるような形で、何か冊子にしていかなければならないなど考えていて、今準備をしているところです。

インクルーシブ教育についてどこまで書けるかというところではありますが、いずれにしても、障害の社会モデルとか障害理解が進むような形で、分かりやすい冊子ができればなというところで考えてまいります。

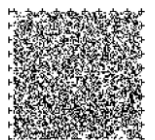
○委員 ありがとうございます。

○部会長 世田谷区がつくった条例に基づいてというところですが、今御説明を聞いて、何か補足とか感想とかはございますか。

○委員 分からないですが、冊子も大事だと思うのですが、何だろう、そうですね、読むかどうかという、多分、興味がない方は見ないと思うので、何か事業の中にそういうものを取り込んでいただけたらとか、そういう体験する形で何かあるといいなど、ちょっと思いました。でも、冊子をつくることも大事だと思いますので、よろしく願いいたします。出しゃばりまして、すみません。

○障害施策推進課長 それで一言、先ほどは、条例の内容を分かりやすくお知らせできるようなものをつくっていくということもお話しましたが、広く区民ということだけではなくて、学校のほうにもしつかり、子どもたちに分かるような形、伝わるような形で協力していただけないかということは考えていきたいとは思っております。

○委員 今の計画の名前について、多分これからパブリックコメント等々で意見を募集されて、区民の皆さんからもいろいろな声があると思うけれども、過去のそういったパブコメとかを振り返ると、ノーマプランであっても分かりに

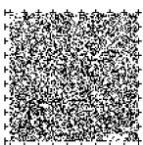


くいという意見が結構あり、ましてやインクルージョンというのは、まだまだ日本の地域の中では、そんなにメジャーになった言葉ではないと思うのです。そこであえて使うということは、それなりの覚悟がないとできないのではないかなということがあって、ただでさえ、ノーマライゼーションプランにしても分かりにくいという意見が出ているところ、また新しいものを出す、これはなかなか大胆だなと思うし、何か、これは障害施策推進計画なんですよ。一番分かりやすい言葉なわけで、こういう愛称をつけなければいけないということは、何か決まっているのですか。ノーマプランとかインクルージョンプランとか言ってつけなければいけない背景は何かあるのですかね。

○障害施策推進課長 片仮名の愛称がついているというところへの御質問かと思えます。特段こうしなければならないと決まっているわけではありませんが、漢字がたくさん並ぶ行政の計画の名称より、平仮名や片仮名を入れたほうが、より親しみやすいかなという思いはありながら、これまで来たかなとは思ってございます。

いずれにしても、多くの方々から、こうしたほうがより伝わるのではないかなということがあれば、また違う名称という可能性ももちろんあるとは思っていますが、今まで使ってきた名称を、社会状況の変化を踏まえて、次はどうしようかと考える中で出てきた名称が、今の案になっているということで御理解いただければと思います。確かに分かりにくい片仮名になりがちかもしれませんが、分かりやすく努めていきたいとは思っています。

○障害福祉部長 今、課長からもお話ししたとおり、正直、堅苦しい計画の名称ではなく、皆さんにも少しでも、今の形のように、「これってどういう意味



だろう」というところを含めて、興味を持っていただくということと、我々が目指していきたいことをちょっと言葉で端的に表現するというものが計画の名称だと思っていますので、それを今、こういう形で示しています。

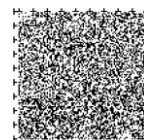
そして、このインクルーシブ、インクルージョンの部分ですが、教育委員会でもこれからの計画をつくって、学校としてしっかりと、どのようにやっていくのかの検討に今、入っています。

なので、そこの部分で、うちもしっかり連携して、本体のところでも土台づくりと入れましたが、そこのところをしっかりと教育委員会と議論しながら周知を図っていきたいと思っています。

また、このインクルージョンですが、ここの中にもありますが、近年、複雑・複合化するという課題の中には、実はジェンダーの問題とかも、国際的なことも含め、多様性の部分が結構入ってきていて、では、それは全部本当に入るのですかということ、やはり障害の計画なので、障害の部分にはなりますが、でも、それは重なっているものであって、どちらでなければいけない、どうでなければいけないということではないので、そういう意図を含んで、この計画の名称で、先ほどの「選択」のような形のものを入れていきたいと考えていますので、先ほど言ったように、御意見をいただきながら、やはりこの先、考えていきたいと思いますが、まずはちょっとこの計画名称で、区としては打ち出していきたいというところになっています。

説明は以上です。

○部会長 御説明ありがとうございました。これまでの議論を踏まえると、かなりの覚悟を持ってこの名称にしたと思います。



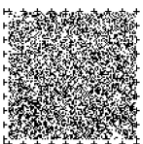
あと、私は、このインクルージョンというのが社会的包摂と訳されていることは、余計分かりにくいとされていて、今、世田谷の基本計画で、誰一人取り残さないというようなキャッチフレーズをうたっているのですが、そういうところとつながるかななどと、今、いろいろな御意見を聞いていて、思ったりしました。ありがとうございます。

ほかに何かお気づきのこと、ぜひお願いしたいと思います。

○委員 私からは、重点取組2の精神障害施策の充実のところですが、以前もこの委員会で申し上げたことがあったと思うのですが、私が関わっている発達障害は、福祉サービス上は精神障害者手帳に入っているという点と、あと、現在、統合失調症と診断されている人の中に、発達障害の人がかなりいるのではないかという疑いがあることも含めて、この精神障害と発達障害は、やはりちょっと地続きなところがあると思うのですね。

そして、このインクルージョンという今回の計画に、せつかくなので、ここは精神と発達を分けるような書きぶりはあまりないほうがよいとされていて、この「こころの病気は誰でも罹りうるものであるにも関わらず」というところが、何かちょっと私、引っかかっている、ここはもう何か「精神障害や発達障害に対しての差別や偏見があり」としてしまったほうがよいのではないかと思ったことと、できればここに精神障害だけでなく、やはり発達障害も含めてほしいなと思いました。

もう一つは、地域包括ケアシステムのことを考えても、今、世田谷では、ひきこもりの人の半数は、精神障害とか発達障害ではないかというデータが、多分メルクマールさんのほうから出ていたと思うのですが、やはりその視点は





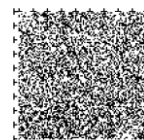
すごく大事だと思っていて、インクルージョンの視点から言っても、やはり診断されている医療モデルの人だけではなくて、広く社会モデル上で、生きづらい人だったり、精神疾患の疑いがある人たちをケアしていくという視点を、ぜひこの計画の中に入れてもらえればすごく画期的なのではないかと思っ、だから、他部署や他機関との連携も含めて、精神障害が疑われる人や、発達障害を疑われるグレーゾーンの人たちもカバーしていくみたいな言葉が入っていると、すごくぜひたくかもしれませんが、今、サービスにつながっていない人たちも取りこぼさないという意思表示ができるのではないかなと思いました。

○障害施策推進課長 御意見ありがとうございます。具体的な施策のところで、どういう書き込みができるかも含めて、担当とも話をしてまいります。また、このバージョンが進んだ後、御確認いただけるかと思います。お願いします。

○委員 ありがとうございます。

○部会長 委員、また大事な御指摘をありがとうございます。やはり発達障害は、障害ではなくてというような流れも、言葉遣いも含めて、そうですし、医学的な診断はみんな障害、ディスアビリティとかは使わずに、何とか症というような言い方になっていたりする、やはりそういうところも含めて支援するということは、世田谷の今までの姿勢だと思いますので、今御指摘があったようなあたりをちょっと分かりやすく書き込めるといいなと改めて思いました。本当に大事な御指摘を次々いただいています。

○委員 すみません、もう1点いいですか。私、青鳥に通っている自閉症の息子のほかに、上の子が内部身体を持っておりまして、移植をしたのですが、一



見もう移植も終えているので、今、健康ではあるのですが、医療的、薬の関係で家にいなければならない。だけれども、ほかの、本当に健康に見える状態なんです。

そして、やはり、もう18歳なんです、バイトとかもできませんし、区に電話をしても、そういう窓口は、内部身体を受皿はあるのですが、やはり何か担当者が誰か分からない、たらい回しになってしまったりとかいうことはあって、今これを読んだときも、内部身体の子はどこに入っているのかな、どこに位置づけられているのかなと思ひまして、その質問をちょっとしたいと思ひました。

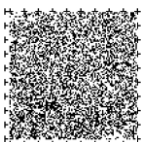
○部会長 今、一見なかなか支援が必要に見えない内部疾患の方についての御質問ですが、事務局、よろしいですか。

○障害施策推進課長 今の第4章で言うと、現行の施策を中心に並べているもので、お話の内部身体障害の方について具体的な施策は、今の冊子の中で、こと思ひ当たるものはない状態かと思ひます。

ただ、昨年度制定した条例、あるいはこのプランの基本的な考え方の中で、障害者手帳の有無ではなく、支援の必要な方に対してしっかり施策を考えていくのだというところはベースとしてあると思ひておりますので、あとは、その方その方によっては、医療や保健とのつながりも含めてやると思ひるので、そういう整理をしながらになると思ひますが、もう少し考えていかなければいけない部分かなというような形で受け止めさせてください。

○委員 よろしくお願ひいたします。

○部会長 御意見ありがとうございます。



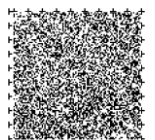
ほかの委員、今までの御説明との関連で何か……。

○委員 すみません、ざっくり目を通させていただいて、大変きめ細やかに、いろいろ施策が組まれていて感動したところですが、この重点取組1の医療的ケア児（者）の支援に関しては、親御さんの目線で見たとときに、学齢期までのところは、かなり具体的なプランが組まれているのですが、やはり卒業後の長い視点でライフステージを見たときは、一体卒業した後はどんな人生が、どんな受皿が社会にあるのだろうというイメージがちょっとつきにくいかなと。漠然と卒業後のことに関しても考えていくというような文言はちらほらとお見受けしたのですが、もう少し具体的に、こういうことを施策として検討していくということが見えたほうが安心感が増すのかなと思いました。すみません、ちょっと感想のような形になってしまうのですが……。

○部会長 事務局、何か補足説明はありますか。

○障害者地域生活課長 障害者地域生活課長と申します。よろしくお願いたします。私は施設のほうを担当してまして、やはり障害児の頃は学校があって、義務教育というような形でずっと週5日通っていけるというところで、ただ、18歳を超えていくと、今度通所施設に入っていくことになるのですが、そうしたときに、やはり今の現状ですと、皆さん、通所施設に入っていくのですが、日数の問題とかいうところでは、その方の状況に合わせてながら、どのような支援がよいかということはやるのですが、学校にいる頃ほどは手厚くできていけないというところが現状です。

そういう意味では、今後、医療的ケアも含む通所施設とか、将来的な住まい場とか、これからいろいろなものを整備していかなければいけないのかなとい



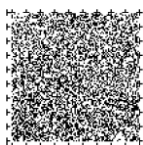
うところがございますので、その辺は医療的ケアのお子さんの取組もしっかりやっていくという方向性では考えてございますので、いろいろ考えていければと。あと、在宅の仕組みとかも含めながら、どういう生活がよいのかは考えていければよいかと思っています。

○部会長 御説明ありがとうございます。ということですが、まだ明確にはなり切れていないところはあるかと思いましたが、でも、本当に医療的ケア児支援法ができてから、全国でいろいろな取組ができてきているので、世田谷はまた世田谷ならではの蓄積や発展があるかなと思います。特に今の時点で、委員、何かこんなことをみたい御提案とか補足はございますでしょうか。

○委員 すみません、ちょっと経験上の話になってしまって申し訳ないですが、医療的ケア児はあくくりにするには無理がある部分があって、ここに書いてありますが、動けるお子さんから、そうではないお子さんと、本当に個性があるので、同じ療育先で、医療的ケアは行えるが、療育という観点から見ると、ちょっともう少し個々に合わせられるような教育システムができないだろうかということは、いつも思っておりました。

むしろ動ける医療的ケアのお子さんが、そうではないお子さんにとって、動き回って、管を興味本位から引っ張ってしまったりして、ちょっと危険な存在になっているような療育先もあつたりしたものですから、もう少し教育的観点から、その辺が整備できたらよいのかなということは思いました。

○障害福祉部長 全体の冊子の75ページをちょっと見ていただきまして、多分、今おっしゃったような個別の課題はあつて、これからも区としても考えて、整理していかなければいけない。動ける医ケア児が増えてきているという



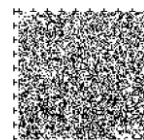
ことは事実だと思っています。

その後、例えば気管切開していて、その気管切開のところが外れてというようなことも含めて、多様な方が出てきているということは事実だと思います。その中で、先ほど字の部分だけしかちょっとということだったので、少しこちら辺で関連をと思うところは、先ほど障害者地域生活課長からも御説明したような、医療的ケアを含む重度障害者の方への対応で、特に施設整備の面では、この重度対応はなかなか進んでこなかったもので、そこをこれからも、ちょっとしっかりとやっていって、地域で生活していただくということをどうするのかを考えていくということ。

それから、人材育成は当然重要だと思っているので、やはりこの部分が強化されてこないと、なかなかつらいかな、とは言いつつ、なかなか看護師不足だとか、様々な状況で、すぐに全部がうまくというわけにはいきませんが、そこは着実にやっていきたいというようなところは考えています。

また3点目として、相談支援事業所の育成で、世田谷区は都道府県に任されている相談支援センターを区としてHi・Na・taという形で開設して、相談を受けながらやっています。

まあ、スタートしてもう3年もたつというところになるかもしれませんが、全部が全部よい実績が上がっているかというところ、必ずしもそうではないですが、そこを中心に、周りの方を育てながら一緒にやっていくというようなことも含めて考えていきますし、そこに御相談に来られる——成育のすぐそばにあるので、成育のところに来て、そのまま御相談をというような方も、やはり大分増えてきていて、成育のほうから御紹介をいただいて、「行ってみたらどう



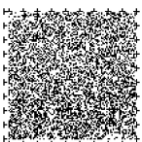
ですか」というお声がけをいただいととかということも連携をしていますので、そういうところも全体を生かしつつ、面的にしっかりと支えられるように考えていきたいと思ひます。

○部会長 ありがとうございます。本当にいろいろな方がいらっしゃることを、これから施設、区としてどう進めていくかというあたり、また状況を見ながら、いろいろ御意見をいただければと思ひます。

あと、オンライン参加の、医師会や薬剤師会の委員などは、このあたりと関連して、何かお気づきことがあれば御発言いただければと思ひますが、今、特によろしいですか。

○委員 ずっと見ていて、地域に生活していくという流れの中で、ここに書かれていることが、結構グループホームみたいなものをずっと書かれているのですが、私たちは活動を始めて、もう25年ぐらいたっているけれども、その最初の頃から、介護者がなくなった後、親亡き後をどうするのだということ、国からも「グループホームをあなたたちの手でつくりなさい」みたいなことをさんざん言われてきていて、家族たちもみんな「グループホームに入れば何とかなる」と思ってやってきたのですが、ここへ来て、「グループホームって本当についの住みかにはならないよね」ということに行き着いてきていて、もう「グループホームをつくれればよい」という問題ではないと思ひているのです。

そして、ここには、地域でお部屋を探してという感じで、地域の中で、支援者やサポートとか、それから周りに理解者がいて、普通のお家で普通に過ごしていけるというようなところまで話を広げていかないと、グループホームは増



えましたと書いてあるけれども、92万人の人口には焼け石に水ですよ。本当に入りたくても入れないという状況はずっと続いているわけです。

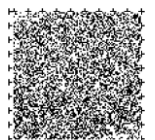
ちょっとグループホームと言ってしまうと、何となくみんな納得するような気もするのだけれども、実はそうではないというところで、私に知識がないのかもしれないけれども、グループホームに入った後、結局そこでずうっと一生を終えられなくて、どうなっているか、何かいろいろなことが起きているのだろうと思っているのです。

「出ざるを得ない」、「医療が必要で、病院のほうに入らなければいけない」みたいなことが起きていることは、あちこちで聞いているので、やはりその辺を、もう一回ちょっと精査する必要があるかな、グループホームという言葉だけで片づけてはいけなかなと思っています。

○部会長　また大事な御指摘をありがとうございました。グループホームもかなり多様化して、重度の方や、いろいろな支援が必要な方の暮らしが広がっているかとは思いますが、どなたか……。

○障害者地域生活課長　グループホームの整備のほうを担当していますが、やはりグループホームだけで全て解決するとは思っておりません。ただ、いろいろな過ごし方をしたい方々がいらっしゃるので、グループも一つの選択肢として重要なものとは思っています。ですから、そういうものの整備は必要かなと。

ただ、在宅で過ごしたい人とか、また別の方法で過ごしたい方はいらっしゃると思いますので、そういうことをどのように支えていくかは、施設だけの問題ではなくて、様々な支援とかを考えながら、どうするかを構築していくもの



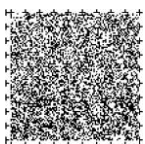
かと思しますので、施設と在宅支援とか、相談支援なども含めてやっていくことになるかと思っています。

○障害福祉部長 たびたびすみません、障害福祉部長です。今、課長がお話ししたとおり、そういう意味では、選択肢を増やすという我々の意図はそこにもあって、国連の勧告だと、「グループホームは駄目ですよ」みたいなことが、どうしても何か強調されてしまったようにも感じていますが、必ずしもそんなことはないと思っています。

では、今の状態でどちらか白黒はっきりさせるのかというと、そうではなくて、そこが選択肢だと思っています。それを何とか表現したいと思ったものが、61ページの辺りを見ると、今回ちょっと(6)望むライフスタイルを実現するというような項目立てをしています。グループホームの整備、こちらの部分については、先ほどの重度も含めて、やはり必要なものは必要かなと思っています。

ただ、それが今、委員からもお話があったように、ついの住みかではないというところも出てきているので、では、そこを今度、地域でどう支えていくのか、そこを、地域移行とかも含めて、考えていったときに、その下のほうの施策として、入居促進のための、賃貸住宅の所有者の方への理解啓発のようなこととか、あと、世田谷は居住支援協議会を持っていますので、そこに働きかけて、もう少し、本当に理解していただくこと。

それから、その次の62ページをめくっていただいて、特に精神障害の方ということで書いていますが、体験の場ということで、区も今、地域生活支援拠点というものを面的に整備していくということをしています。



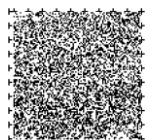


そこの中で、相談支援事業所とか、いろいろなところもつながっていくことと、支え手になっていかなければいけない、この先にありますが、緊急時バックアップセンターのようなものもつくって、緊急を支えるということも含めて考えていったときに、これは精神のことを書いていますが、精神だけではなくて、地域生活をするために、多分いきなりは行けないので、体験の場をどのようにしっかりと考えて、目的を持って、その体験をしっかりとさせていただくということも重要かと思っています。

そして、やはり、ある程度機能となると、施設のような形の整備であったり、何か箱物が要るようなイメージにもなってきますので、どういう機能をうまく使って、ここをかなえていくかは、これからまだ検討していかなければいけない課題ですが、そこをしっかりと書いて残していく、それから検討を続けていくということ、この辺でしっかりと考えて、このプランだけではなくて、次の計画へということも含めて、先を見据えて、少し書いていきたいとは考えています。

○部会長 ありがとうございます。どうぞ。

○委員 すみません、その件ですが、箱物ができたとして、入居をさせ、それから地域移行にしますという選択をした場合に、まず1人では生活できないという問題がとてもあると思うのです。そこにつく、サポートをする人たちのことについてはどこにも触れていないような気がするのですが、その辺はどのように——これからというか、もうここで、こういうプランが出てきたという時点で、もうそれを選択する人が既に出てくる可能性はあると思うので、どのようにしていかれるでしょうか。



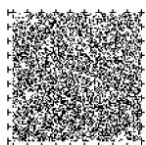
○部会長 福祉人材については、まだ課題が多いという話がありましたが、どうぞ。

○障害施策推進課長 入所などからの地域移行の方に限らず、ひとり暮らしを選択する方はいらっしゃると思っています。そういう方を支えていく仕組みとしてのホームヘルパーの利用、あるいは、人によっては訪問看護の利用があったりしながら、あるいは、もしかしたら権利擁護の機関を使うこともあるかもしれません。そういうところを利用しながら地域生活を継続していくものと思っていますが、ちょっと今この冊子の中で、このページのこの施策でとは、今ちょっとすぐに出てこなかったものですから、今申し上げたような国の施策、あるいは障害者サービスも使いながら——障害だけではないかもしれませんね、保健医療福祉サービスを使いながらというところでしょうか、地域で暮らす方を支えていくということは十分考えられるとっておりますので、そういうところを、もう少しこの後に、冊子に書き込む中で検討していきます。

○部会長 大事な御指摘をいろいろいただいておりますが、このインクルージョンプランということについて、このことを発言しておきたいというような方はいらっしゃいますか。はい、どうぞ。

○委員 すみません、やはり重症心身障害児者のような医療的ケアも含む、ひとり暮らしができない、幾ら支援してくださる方がホームヘルパーであったり、訪問看護ステーションの看護師さんが入られたとしても、独りで暮らすことはできないという人は、やはりどうしても、グループホームでも成り立たないし、入所施設というところが必ず必要になると思うのですね。

現在のところでは、世田谷区内にはそのような施設がありませんので、区外



に行くしかないのです。となると、やはり地域で生活することが実現できませんので、そのあたりは確実に検討していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

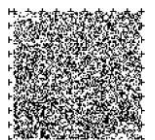
○部会長 委員も大事な御指摘をくださいましたが、事務局、お願いします。

○障害者地域生活課長 区のほうでは、今、入所施設を増やしていくという予定はないのですね。梅ヶ丘に通過型という形で造っていて、そこからの地域生活に移行していくというところで、グループホームについては重度障害で、医療的ケアも含む方が入れるようにできないかというようなところは、考えてはいますが、ちょっとそこら辺を含めて、心身障害児者の方の住まいの方策というものは、今後もうちょっと検討させていただければと思っています。

○部会長 ありがとうございます。

それでは、今日は報告事項もたくさんございますので、まだ何かお気づきのことがおあり方は、後で提出していただくようなやり方もございますので、それでは、恐縮ですが、報告事項に移って、まずノーマライゼーションプランの成果目標の検証についての御説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長 資料4を御覧ください。タイトルとしては、せたがやノーマライゼーションプランの成果目標の検証等についてとしてございます。表紙が1枚あって、資料4-1、2、3とそれぞれ表をつけておりますが、こちらは現行の国が示している成果目標などを落とし込んで、それぞれ令和3年度、令和4年度までで、どういった経過になってきているか、実績をそれぞれ置いている表になっておりますので、細かな数字については御確認いただければと思います。



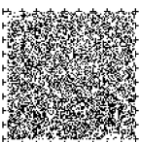
例えばで御紹介しますと、資料4-1の一番上の地域移行者数ですが、上のほうに年度があって、令和3年度には22人の実績、令和4年度には33人の実績という形で、令和5年はまだ終わっておりませんので、こういう形で各年度の数字が入って、これが現行計画の実績として次の計画に載ってくるというような形で御覧いただければと思っております。

それぞれ年度ごとに見ていただくのですが、1個だけ数字を見ていただきたいものがありまして、資料4-2の真ん中辺り、日中活動系サービスとあって、④短期入所（医療型）とありますが、これは令和4年度の達成度に536.4%という数字が入っております。こちらは計算方法を見直したために、こういったところが入っておりますが、ちょっとこれは計算方法の関係でこういう数字が出てしまったということで御覧いただければと思います。令和5年度実績に向けて数のほうは、もう一回しっかり確認してまいります。

今1つ確認いただきたい数字は申し上げましたが、それぞれこういう形で、先ほど地域移行、あるいは施設入所者が表になってございました。資料4-2では訪問系サービス、日中活動系サービスというところで、それぞれ、計画どおりに推移したとか、あるいは計画を上回った、下回ったというところで、一番右側に評価という形で記載していますので、お時間の関係もありますので、簡単に御覧いただければというところで御説明は以上とさせていただきます。

○部会長 御説明ありがとうございました。オンラインの方、この成果目標関連で何か確認しておきたい御意見とかありますでしょうか。

それでは、すみません、先に進みます。手話言語条例について御説明をお願いします。



○障害施策推進課長 資料5を御覧ください。(仮称)世田谷区手話言語条例(素案)についてとなっております。1の主旨です。こちらだけ読み上げます。

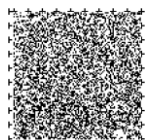
区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めるための条例制定に向け、学識経験者や手話を必要とする当事者等で構成される条例検討会、障害者団体、障害者施策推進協議会等から意見をいただきながら検討を進めてまいりました。このたび、条例(骨子案)へのパブリックコメントでいただいた意見などを踏まえて、少しはしよりますが、今回の条例(素案)をまとめたので報告をしますというものになってございます。

簡単に経過を見てまいりますと、令和4年5月に、独立した手話言語条例の制定を検討していきますということにしました。

その後、令和4年11月に、条例制定に向けた検討を開始するという報告しました。

その後、年が変わって令和5年2月に、条例の検討状況を議会にも御報告して、そういった経過をたどりながらですが、先月、6月9日から30日までパブリックコメントを行いました。条例の骨子案だったものが、一つ条例らしく体裁が変わってきて、条例の素案という形になってきておりました、これが資料5-1についています。内容については資料5-1、2で御覧いただければと思います。

次のページ、パブリックコメントの状況で記載してございます。まだ今日の時点では、6月22日現在の集計の状況になっておりますが、この条例(骨子案)について18件の意見がございました。ただ、一つの意見に複数の内容が含



まれている場合があるものですから、実際の件数的には22件になっておりますと、その下に記載してございます。

代表的な意見と区の考え方を記載していて、こちらも御確認いただければと思います。

5. 条例に基づく重点的な取り組みについてですが、この条例を制定していつて、区では、手話を必要とする当事者が手話を使いやすい環境の整備に重点的に取り組んでいきたいと考えているものになります。

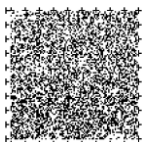
次のページ、6. 令和6年度以降に取り組む主な施策例を書いています。幾つか御覧いただければと思います。

スケジュールですが、予定ではこの秋、11月には区議会定例会に条例案の提案をし、令和6年4月の条例施行を予定しているというものになります。

こちらが資料5、資料5-1が条例（素案）のほぼ条例の形になっているものがついておりまして、資料5-2が、その素案と骨子案で比較する形で対照表をつけております。それぞれ内容については御確認いただければと思います。御説明は以上です。

○部会長 手話言語条例についても、確実に進展していると思いますが、何か御意見、御質問おありの委員はいらっしゃいますでしょうか。

○委員 資料5-1の第7条ですが、第2項に「手話を必要とする者が直面する言語的障壁及び文化の違いに関する知識を培う機会を設ける」と、何かすごく難しいのですよね。これはどういう機会をどう設けるのかなと。そして、文化の違いということの知識を培う。手話を使う人と自分たちは文化が違うのだという知識を培うというのは、具体的にどういう知識なのかなと。インクルー



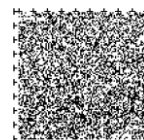
シブな社会を目指していくときに、文化が違うのだということの知識をあえて培うというのは、僕はちょっと違和感があったのですが、こんなことを考えるのは僕だけでしょうか。変なことを言っていますか。大丈夫でしょうか。ちょっと何か分からなかったのですね。

○部会長　そういう御質問ですが、多分、条例の意図は……。

○障害施策推進課長　私も、この手話言語条例の検討をする中で、手話のことを勉強を始め、手話の歴史のこと、それから手話が聞こえない方にとって、なかなか難しい経緯もあったと言うのでしょうか、ということも含めて学んだところはあります。

そういう中で、まず一つ、私たちがしゃべっている音声言語と全く違う手話言語という形で意思疎通を図る方々であって、それから、その言語が違うがゆえに、生活面、あるいは行動面も含めて、文化的なところが違うのですということを、私自身もぴんときていなかったのですが、お話を聞く中で、あるいはいろいろ勉強する中で分かってきたところはありますので、そういうところを、その当事者の方からもお話をお聞きしながら、まずは知識として、音声言語を話す方たちに向けて分かるような形で示せるようなことを考えなければならぬだろうと、そんなことを考えながらつくっている条文かなと思っています。うまい説明になっているか、自信がありませんが、なかなか難しいと。言語が違う方、そして文化が違う方たちのことを理解しながら、ただ、一緒に地域で暮らしていく、共生していくと言うのでしょうか、そういったことを考える中の一つのことかなとは思っています。

○委員　そこが勘違いなのです。今、言ったことは、違いを知識として培う機



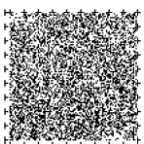
会を設けるのではないですよ。独自性もある。そこを違いと言うよりは、独自のほうから吸収するとか、そういう話だよ。僕は違いという言葉にはすごく引かかったのです。

知識を培うという表現、知識を培うというのは、よく一般的に、例えば日本史を勉強します、徳川家康はどういう人でしたかという知識を培いましたとかというときに使いますよね。なので、文化の違いに関する知識を培う機会という表現は、ちょっと違和感がありました。

○障害施策推進課長 異なる文化、異なる言語を持つ方たちが、一緒の地域で暮らしていくときに、まあ、知識だけではないのかもしれませんが、ちょっと私たちももう一回整理をしながら、もう一つは、こういった条例に落とすときに、どういう言葉を使うことがよいのかも、法規の担当の部署がございますので、そういうところとも相談をしながら、もう少し考えていこうと思います。ありがとうございます。

○部会長 条例をつくる時の言葉遣いはすごく制約があるようなので、その難しさはあるのかなといつも感じるのですが、でも、この条例が目指しているものは、やはり手話が音声言語とは違う、独立した言語で文化を持っているというようなところなのだということは、検討の中で大事にしてきたところだと思うので、でも、そのせっきく大事にしてきたものが区民に伝わるような条例にしたいですよ。すみません、また検討をお願いできたらと思いますが、委員、何かございますか。

○委員 まず、日本語が読めない、聞こえない人もたくさんいます。なので、まずは手話で考える、手話でお話をする、手話をみんなと同じ日本語に換えて





いく、それを健常者の中でつなげていっていただきたいというような、そういう考え方が起きています。

もし手話通訳がいなかった場合には、ろうあ者は、聞こえない人たちは、同じ障害者でもコミュニケーションが取れない状況が起きます。なので議論もできないです。孤立してしまう状況ですね。なので、同じ土俵に皆さんと立ちたいといったことの願いが込められていると思っています。

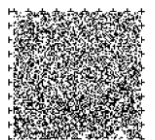
書いてあることは、パブリックコメントを含めて、これからも、聞こえない我々も、いろいろと具体的に内容をもっと考えて、区の方と調整していきながら進めていければと思っています。

基本的にこの案に対しては、特に反論等はございませんが、今いただいた意見、やはり表記の方法を含めて、バランスを取って調整をしていただければなと思っています。そうやって進めていきたいので、よろしく御協力をお願いいたします。

○部会長 とても大事な、根幹に関わる御指摘をありがとうございます。それではまた、条例についてはさらに検討していただくということでよろしいでしょうか。

では次に、報告事項として、令和4年度の障害者差別解消に関する取組み状況、令和5年度の予定について、資料6を用意していただいていますので、御説明をお願いします。

○障害施策推進課長 資料6-1が概要版ですので、こちらで御説明します。かいつまんでになりますが、この取組状況、それから今年度の予定というところで、毎年この時期につくって更新しているような内容になっております。ど



こかで御覧になった方もいらっしゃるかもしれません。

まず令和4年度の取組の実績、取組状況ですが、私どもの部署に障害者差別に関する専門調査員というスタッフがおりますが、こちらに入ってきた御相談、問合せで、令和4年度は全17件でした。前年度比で4件は減っている状況です。

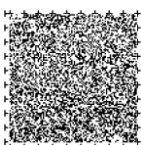
内容を見てみますと、差別解消法関連で13件、その下にちょっと内訳ありますが、下がって行って、環境の整備で1件、その他相談・問合せで3件、13、1、3で17件の主訴と書いてあります。

その主訴を、お話を聞く中で確認していくと、結果的に分類が変わったものがあって、それを横へ見ていくと、それぞれ10件、1件、6件という形で変更後の分類も数で記載していますので、御確認いただければと思います。

その下、②の表が相談者の分類ですが、当事者から6割、次いで家族から御相談があるという状況、この割合は例年どおりというような状況です。

2ページ目ですが、③相談等への対応内容で、例えば差別解消法に基づく対応であれば、差別がありましたというところで、相手方への訪問・電話等を通して状況確認し、合理的配慮の提供等に向け調整をしましたという対応を行ったものが6件という形で、それぞれ対応状況を御確認いただければと思います。

その下、＜2＞具体的な事例を2件御紹介しています。①がイベントの手話通訳の派遣。聴覚障害の当事者から御相談があって、施設のイベントに申し込みたいがと問合せをしたところ、手話通訳は予定しておりませんという返事があったということでの御相談でした。（対応）を御覧いただいて、結果的にそ



の区の担当課、私どもの職員と、その該当の施設で検討したところ、手話通訳者の派遣をすることになったと記載してございます。これが1つ御案内の事例です。

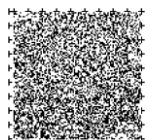
もう一点、3ページ目、2つ目の事例は、区内の理髪店の方から御相談がありました。不随意運動の激しい方から髪を切ってほしいということがあったようで、なかなか自分にとっては負担があるので、断ることができるだろうか、それは差別に当たるのだろうかという御質問をいただいたというものです。私どもの調査員からは、(対応)ですが、障害があるということで一方的に断ることは差別の可能性があると、一方で、経験のない方にとっては負担であるということも伝えて、理解を求めることもあるかもしれませんねということをお伝えしていると。

その下、(考察)に記載していますが、こういう御相談が区民からあったこと自体が、障害者差別に真摯に向き合う姿勢を感じる事例だったと記載してございます。

その下の<3>障害理解の促進と差別解消の周知・啓発で、研修の実施とか、パンフレットを区立小学校の4年生全員に配ったり、小学校に手話講師を派遣していること、あるいはアート作品の展示等々の実績を記載してございます。

<4>障害者差別解消支援地域協議会等の開催は、昨年と言えば7月と1月に行っているというもの。

次のページで、<5>市内での取組みですが、差別解消推進委員会も年間で2回行いましたと。職員向けには、メールマガジン「イエローリボン通信」を



発行していますと。それから、職員に「イエローリボン」ピンバッジを配布していることを記載しています。

令和5年度の取組み予定ですが、＜1＞、＜2＞、＜3＞、＜4＞とほぼ例年どおりのことをする中で、すみません、ちょっとはしよりますが、5ページ目に今年度の取組で記載しておりますが、先ほどもお話に出てきた、昨年制定した条例のためのパンフレットをつくっていくこと、もう一点は、商店等における物品助成事業の実施です。ここには、まだ細かく具体的に書いていませんが、商店や事業所がその建物に必要なスロープ、あるいは点字のメニューのようなものを備えるときの物品購入費用の助成をしましょうということを以前やっておったのですが、今年度また再開するということを記載しております。

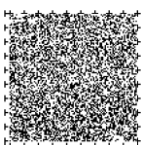
資料6-1の御説明は以上です。

○部会長 ありがとうございます。今、差別解消関連の取組について御説明がございましたが、何か御意見、御質問等おありの方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。世田谷は、専門相談の方なども本当に熱心に取り組んでくださっていると思いますが、よろしいですか。

それでは、すみません、次の報告事項に進みます。(4)の障害児通所施設の整備、その施設整備の基本方針ということで御説明をお願いいたします。

○障害保健福祉課長 障害保健福祉課から御説明します。資料7-1を御覧ください。調整中の資料ではございますが、本日は項目を中心にちょっと御説明したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

1の基本的な考え方策定の経緯・目的ですが、令和3年度から令和5年度のせたがやノーマライゼーションプランでは、施設需要に対応するため、障害児



(者) 通所施設の整備・充実、特に医療的ケア児を含む重症心身障害児を支援する施設整備を重点課題として取り組むこととしています。

このことから、令和5年度に「障害児通所施設の今後の整備に向けた検討会」を開催し、令和3年度のアンケートとか令和4年度のアンケート結果を基に、本日御欠席の先生にも検討会に入っていていただいて議論を重ね、今回新たに障害児通所施設等の整備の基本的な考え方を整理したものでございます。

2、施設整備に係るこれまでの取組状況と重点的に取り組む課題でございます。

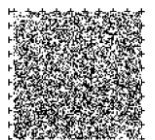
(1)過去5年の施設整備状況と、令和5年4月1日現在の事業者数の状況を記載しております。

続いて(2)重点的に取り組む課題ですが、①障害児通所施設所要量の確保と、2ページの②重症心身障害児への対応（医療的ケア児含む）ということで2件挙げております。

3の基本的な考え方の対象期間と4の他の計画等との関係については記載のとおりでございます。

5の整備等の基本的方向性と具体的方策、(1)障害児通所施設所要量の確保で、まずこの所要量の想定ですが、今後の出生数や障害の出現率と、1年間に児童発達支援・放課後等デイサービスを利用する実人数の過去の伸び率等から、令和12年度までの通所施設の所要量を想定しております。

利用者数（見込み）については、1年間の利用者数の合計、定員数については、各施設の1日の受入れ人数の合計、不足数については1日の不足人数としております。



3 ページに放課後等デイサービスを記載しておりますが、同様の考え方で所要量を算定しております。

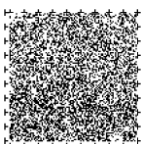
この所要量の算定ですが、数値の算出根拠とか表記内容について、現在も確認、整理をしている状況でございます。今後、数値とか記載内容が一部変更になってくると思われますので、この点については御承知おきいただければと思います。

続いて②基本的な方向性として2点挙げて、ア) 地域ごとに必要な施設所要量の確保、イ) で療育施設として必要な療育の質や健全な運営への支援を行うこととしております。

③具体的な方策ですが、②を踏まえ、ア) として区内5地域の需要バランスを勘案し、利用者の障害特性や希望する支援を尊重した多様な施設整備・運営を図っていくこと。イ) としては、看護師や児童指導員など必要となる人材の質や育成について支援を行うことにしております。

続いて4ページ、(2)で医療的ケア児を含む重症心身障害児への対応になります。①所要量想定ですが、重症心身障害児については正確な人数が把握できないものですから、今回は重症心身障害児の人数ということで、身体障害者手帳と愛の手帳の重複者の児童の人数として所要量を想定しております。所要量の考え方ですが、基本的には(1)障害児通所施設所要量と同様でございます。

②基本的な方向性ですが、ア) で地域に偏りがなく、身近な地域で受け入れる施設整備を進めていくこと、イ) で運営する事業者負担を軽減する策を講じていくこと、ウ) で勉強会とか通所施設連絡会を活用して、人材育成・確保に努めていくこととしております。



5 ページ、③具体的な方策として、ア) で、令和15年度までに上記需要を満たす医療的ケア児を含む重症心身障害児対応施設数の整備を進めていくと。また、整備に当たっては、区内5地域の需要バランスとか区立保育園空きスペース、都営住宅、障害者通所施設との併用などによって財政負担軽減を図っていくことと、イ) で、事業者負担を軽減する手法について整理検討していく、ウ) で、既存施設から地域の施設へのノウハウ継承を行っていくとしております。エ) で、医療的ケア児等が必要な方の支援に携わる人材の確保・育成を挙げております。

6の今後の整備ですが、次期せたがやインクルージョンプランに内容を反映させて進めてまいりたいと思っております。

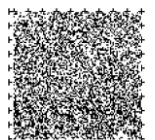
なお、施設整備を進める具体策ですが、①障害児通所施設については、下記の5項目を挙げております。

また、6 ページですが、②医療的ケア児を含む重症心身障害児への対応については、この①に加えて以下の3点を項目として挙げて進めてまいる予定でございます。

本日お示しした考え方について(案)は、現在、庁内手続とか関係所管との調整を行っておりますので、そうした内容を踏まえ、さらに内容を精査してまいる予定でございます。こちらについての説明は以上でございます。

○障害者地域生活課長 それでは、障害者の施設整備等に係る基本方針の必要所容量の更新について御説明します。資料については調整中ですが、御容赦ください。

まず、今回こちらの基本方針自体を更新するわけではなくて、必要所要量の



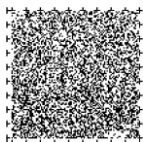
更新となっております。この方針自体は、令和2年に既に作成しております、令和12年度までの通所施設（生活介護・就労継続支援B型）、またグループホームの想定不足数及び施設整備の方策を整理したところでございます。

この間、実際に令和2年度以降、利用実数とこちらで見込んだ人数との差がかなりございまして、そういうところと、新たに施設整備等を進めることが決まっているところもあって、そういうところを踏まえて必要所要量を見直し更新することとしてございます。

1の生活介護ですが、上の表が、現在の方針の数字で、下の表が、これから更新していこうという数字でございます。見ていただくと、令和2年度から令和4年度までの利用者数（見込み）と実際の令和5年度までの実績を踏まえた数字はかなり違っていることと、あとその真ん中の定員数については、令和4年度以降、こちらは施設の中での定員増などをしていたり、今後新たに整備されるというものを踏まえていくと、例えば令和9年度ですと、定数641で見込んでいたものが758と増えているというところを踏まえると、令和12年度まで、不足数、一番下ですが、現行だと334不足しているところが、94の不足というような形になっていくということでございます。

2ページを御覧ください。整備予定施設の概要等を載せていますので、こちらを御覧ください。2が、就労継続支援B型も同じような見方になっていきますので、御確認いただければと思います。そして、令和12年度の不足数としては、現行のものでは216人の不足が83人の不足となっております。

続いて3ページを御覧ください。3のグループホームについては、令和12年度までの必要所要量について、通所施設への聞き取り等の調査結果を基に見込





んだ最大の所要量として、令和2年度の基本方針には入れてございます。この間も、状況が大きく変化しているものではないので、最大に見込んだ所要量については見直さないで、今回、新たに整備する施設もしくは整備された施設を踏まえた所要量に更新することとしてございます。

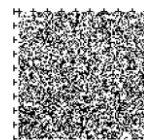
(1) 重度障害者向けグループホームで、上のほうが現行の所要量で、下のほうがこれから見直そうというもので、298人だったものが228人に更新です。

(2) 中軽度障害者向けグループホームについては、合計で195人分だったものが150人と所要量を更新する予定です。調整中のものですので、数値等は今後ちょっと動く可能性はございます。こちらについても先ほどお話にあったように、今後のインクルージョンプランに数値等を入れるような形で進めさせていただければと思っております。更新した内容で施設整備を進めていければと思っております。御説明は以上でございます。

○部会長 施設整備については、今までもたくさん御意見をいただいているのですが、残り時間も少ないので、恐縮ですが、何かこのことという御発言があまりの委員はいらっしゃいますでしょうか。

○委員 すみません、障害児の通所施設の整備の基本的な考え方ですが、実際に重症心身障害児というくくりについては、ちょっと不明確なところがあると思っております。

例えば重症心身障害児と言ってよいのか、目が見えず、食べることも通常のようにできず、座ることもままならない子どもが重症心身障害ではなく、普通の受給者証を受けているということもあって、そういう子を重症心身障害児の施設では見られない、見ないので、以外の施設ということで受け入れるわけで



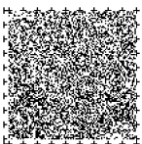
す。そういう子たちには職員を必ず1人つけなければならなくて、とても大変な人数の職員を抱えることになってしまっています。

そういうところの判定の仕方がとても不明解というか、普通に、いざりとか膝立ちとかで歩ける子であっても、重症心身の判定を受けている子どももいますし、そのところを判定する側のほうが、基準があるはずですが、それを各総合支所で、どういうやり方をしているのかが不明確ではないかと思っています。

それに対して事業所側としては、それが報酬単価につながるわけではないので、とても苦勞しているところになるのですが、報酬単価に関しては国の問題なので、世田谷区独自でどうこうしてほしいということにはできないかもしれないのですが、そこを少し考慮していただけないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○障害保健福祉課長 ありがとうございます。今いただいた重症心身障害児の判定が不明確ということについては、ちょっと今後、実際に現場でやっているところと確認しながら進めてまいりたいと思います。また、重症心身障害者、看護師さんとか育成委員さんの人件費についても、令和6年度に報酬改定が予定されておりますが、なかなか厳しいといったお声も聞いておりますので、区のほうで何か施設のそういった人件費のサポートができないか、ちょっとこれから検討してまいりたいと思っておりますので、ちょっと意見として受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

○委員 1件だけですが、整備等の基本的方向性と具体的方策の4ページの、(2)重症心身障害児への対応、①所要量想定で、重症心身障害児の人数を、「身

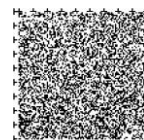


体障害者手帳と愛の手帳の重複者の人数とし」というところがあるのですが、私の子どもも両方重複しているのですが、手帳は身体障害者手帳しか取得しておりません。それはなぜかといいますと、認定を受けるときにドクターから診断書をもらうのですね。それを定期的に部位ごとにもらうたびに、1万円以上の診断書料を払わなくてはいけないのですね。その理由で、もう手帳は一つあればよいというところで、1通しか取っていません。そういう方が光明学園等の在籍の者にはたくさんいます。そのあたりは成育医療研究センターにちょっとお話を聞かれたら十分、そのような該当者はほとんどかと思えます。

そこからの所要量、そこで所要量を決めていただくと、これは、現状とはかなり違うのではないかと思ってしまう。以前より意見を上げているように、こういう現状把握、実数を把握するということは、データベース化などして、やはり確実なところを、今これだけオンライン化も進んでおりますし、IT化、ICT化は進んでおりますので、そういうところで何か正確な数字をつかんでいただかないと、なかなか現状と施策の溝が埋まらないと思うのですが、そのようなところも、ぜひ今後、調整中ということですので、御検討いただければと思います。お願いいたします。

○障害保健福祉課長 ありがとうございます。確かに重症心身障害児の人数の算出は難しいところで、今回はちょっとこのような形で一度整理をするということで、検討委員会の中でも先生方からお話を聞いて、御承諾はいただいているところですが、もう少し実情を捉えて数値に反映できないかどうかは、もう一度確認してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。やはり現場の実際のところを伝えていた



だと、いろいろ施策も変わってくると思いますので、またぜひお願いいたします。

それでは、大変申し訳ありません、終了の時間になっておりますので、もし発言しそびれていたことがある方は、また意見書などでの提出をお願いできたらと思います。

最後に、その他で用意していただいておりますので、この御説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長 最後に事務連絡をさせていただきます。

1点目は意見提出のお願いです。本日、質問・意見用紙をおつけしておりますが、こちらで7月18日火曜日を締切りとさせていただければと思っております。様式は、この紙でなくて、メールあるいはファクスでも構いませんので、よろしくお願いいたします。

2点目です。本日の議事録についてですが、事務局で作成したものを、また後日、皆様にお送りしますので、御確認ください。

3点目です。この協議会、次回の日程ですが、8月下旬から9月上旬にかけて調整したいと思っておりますので、日程が決まりましたら、また御案内さしあげます。事務連絡は以上でございます。

○部会長 それでは、意見提出とか議事録についてもよろしくお願いいたします。今日も時間を過ぎてしまいましたが、本当に貴重な御意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。では、今日はこれで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後9時04分閉会

